



平成28年2月19日

住宅局建築指導課

「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等を公表

～エレベーター等の安全性を維持するために～

国土交通省は、エレベーター等の安全性を維持するために、その所有者・管理者が参考とすべき、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定しましたので、本日公表いたします。

昇降機（エレベーターやエスカレーター）の安全性を維持するためには、所有者・管理者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれの役割を認識した上で、適切な維持管理を行うことが必要です。

国土交通省では、この度、

- ・所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめた「昇降機の適切な維持管理に関する指針」
- ・エレベーターに関する専門的な知識を有していない所有者・管理者が、保守点検業者と契約する際に参考となる「エレベーター保守・点検業務標準契約書」

を策定しました。

今後、関係団体等への周知をはじめ、様々な機会を捉えて、所有者・管理者、保守点検業者及び製造業者に幅広く周知し、積極的に活用いただく予定です。

（別添１）「昇降機の適切な維持管理に関する指針」

（別添２）「エレベーター保守・点検業務標準契約書」

（別添３）「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等の概要

お問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐 齋藤（健）（内線 39-513）

係長 木下（内線 39-568）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8951

FAX 03-5253-1630